

工事関係 提出書類チェックリスト【土木系】1/2

(土木・公園・水道等)

(R 6. 4. 1適用)

群馬県建設工事必携Ⅰ【契約・仕様書編】、Ⅱ【管理・検査編】(令和5年度版)等に伴う改正

◆ 施工計画書チェックリスト

内 容		チェック	備 考
着 工 前	1 工事打合せ書で提出		・工事着手前に提出しているか。(建設工事必携Ⅰ7-67) ・特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。(建設工事必携Ⅰ7-69)
	2 施工計画書		・受注者は、施工計画の前提として契約条件及び現場条件を十分に理解するため、事前調査を行っているか。 ・現場条件は項目が多いため、「現場事前調査チェックリスト」(建設工事必携Ⅰ7-660)を作成しておき見落としのないようにしなければならない。 (作成例:建設工事必携Ⅰ(7-660))
	(1) 工事概要		・設計図書と整合しているか。
	(2) 計画工程表◎		・計画工程表は、建設工事必携Ⅱ(4-5)の月別工事工程報告書(書式-1)を利用して、この報告書を計画書に替えて施工計画書の計画工程表を作成しているか。
	(3) 施工方法◎		・特記仕様書に指定された工法、対策となっているか。 ・本工事の内容が具体的に記載されているか。 ・低騒音、排出ガス対策機械を使用しているか。
	(4) 施工管理計画◎		・施工管理基準及び規格値、写真管理要領に基づいているか。 ・品質管理、出来形管理、写真管理は具体的に記載されているか。 ・社内検査体制が確立されているか。
	(5) 安全管理◎		・1)①安全管理組織 ・④交通安全対策 ・3)工事安全教育及び訓練についての活動報告等が作成されているか。
	(6) 緊急時の体制及び対応◎		・緊急連絡系統図は、監督員一人だけでなく複数で対応できる体制になっているか。
	(7) 交通管理		・工事用運搬路として利用する場合、現道への交通影響が大きい下記に該当する工事の場合に作成すること。 ①大型特殊機械・大型資材等の運搬 ②建設発生土を100m3以上搬出する場合
	(8) 環境対策◎		・騒音、振動、塵、水質汚濁対策及び周辺住民への対応は適切か。
	(9) 現場作業環境の整備		・現場事務所、休憩所、作業現場及び現場周辺の美化計画は適切か。 ・地域との積極的なコミュニケーションに努めているか。
	(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		・COBRISに登録し、登録内容を確認したか。 ① 工事登録証明書及び再生資源利用[促進]計画書(実施書)の確認 ② 工事情報登録の確認 ③ エラーチェックリストによる確認 ④ (修正がなければ)請負業者に対し、工事情報に問題がないことを連絡 ⑤ (修正があれば)請負業者に対し、工事情報の修正を依頼
	(11) 法定休日・所定休日		※週休二日導入の場合
	(12) その他		・イメージアップ、工事特性、創意工夫、社会性等の計画があるか。 ・官公庁への手続き、地元への周知計画があるか。 ・工事保険等加入書の写しが添付されているか。
施 工 中	1 工事打合せ書で提出		・その都度当該工事に着手する前に提出しているか。
	2 変更施工計画書		・◎印の(2)(3)(4)(5)(6)(8)に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出すること。 ・「表紙、目次及び変更ページ」を提出する。(変更箇所は赤字で記載)

※1. 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

※2. **施工計画の一部省略** 工事必携 7-67

①維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事は、(1)工事概要(2)計画工程表(6)緊急時の体制及び対応(11)法定休日・所定休日のみに省略することができる。

②1000万円以下の工事は、(1)工事概要(2)計画工程表(5)安全管理(6)緊急時の体制及び対応(11)法定休日・所定休日のみに省略することができる。

※3. 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項についてさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

※4. 施工計画書の簡素化は、受注者の取り組み、対策等を免除することではない。

※5. コリンズ登録の受注・変更・竣工・訂正の提出は、提出前に事前に監督員の確認を受けること。